

第 1 次神河町行財政改革大綱の総括

(平成 1 8 年度～平成 2 7 年度)

平成 2 9 年 3 月

兵庫県 神河町

第1次神河町行財政改革大綱の取組総括

1. はじめに

神河町の行財政改革については、平成18年度に「第1次神河町行財政改革大綱」及び「神河町行財政改革実施計画（集中改革プラン）」を策定し、「地方分権時代に即応した行政運営の徹底について」、「神河町の財政基盤の強化について」、「簡素で効率的な行財政システムの確立について」、「地域政策とパートナーシップの推進について」の4つの大きな取組の柱に基づき、積極的・計画的に行財政改革を推進してきました。改革の取組項目は平成27年度末において54項目、さらに主な改革の内容は94項目あり、効率的な行政運営を目指して取り組みを行ってきました。

2. 行財政改革大綱の概要

(1) 行財政改革大綱の構成

- ・ 第1次神河町行財政改革大綱
- ・ 神河町行財政改革実施計画（集中改革プラン）

(2) 取組期間

平成18年度から平成27年度までの10年間

(3) 制定経過

- ・ 平成18年12月 第1次神河町行財政改革大綱の制定
神河町行財政改革実施計画の制定（前期）
- ・ 平成21年 4月 第1次神河町行財政改革大綱の改定（第1次改訂）
神河町行財政改革実施計画の見直し
- ・ 平成23年 4月 第1次神河町行財政改革大綱の改定（第2次改訂）
神河町行財政改革実施計画の制定（後期）

3. 行財政改革の基本方針

行財政改革の推進に当たっては、厳しい財政状況の中で、自ら考え、自らの力で、地域の特色を生かした個性的で魅力あるまちづくりを実現する必要があるため、次の4項目を基本方針とした上で、改革に取り組んできました。

(1) 地方分権時代に即応した行政運営について

少子高齢化社会による人口構成の変化、国際化、情報化などが急速に進んでおり、新しい行政課題や時代の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質をつくる。また、前例にとらわれることなく、新たな視点から政策形成する職員の能力開発と意識改革による行政体質の強化を図る。

(2) 神河町の財政基盤の強化について

地方自治法第2条「最小の経費で最大の効果をあげる」「常にその組織及び運営の合理化に努める」を基本とし、事務事業の見直しなどによる経常経費の削

減を図り、確固たる行財政基盤を構築する。

(3) 簡素で効率的な行財政システムの確立について

行財政を取り巻く環境は大変厳しく、事業実施に当たっては、簡素で効率的・効果的な行政運営に努める。

(4) 地域政策とパートナーシップの推進について

行政と住民の関係は、大切なパートナーとしてお互いが理解し、住民の参画を得ていく必要があることから、住民にできることは住民に、地域でできることは地域で、という考え方に立ち、住民参加・住民参画を進めながら協働によるまちづくりに努める。

4. 取組実績

(1) 実施計画（集中改革プラン）の実績額（金額の効果が判明している分）

・前期5か年（平成18年度～平成22年度）効果額

○ 各年度効果額の計 30.8億円

・後期5か年（平成23年度～平成27年度）効果額

○ 各年度効果額の計 17.7億円

・全期10か年（平成18年度～平成27年度）効果額

○ 効果額の総計 48.5億円

(2) 実施計画（集中改革プラン）の主な取組実績

【地方分権時代に即応した行政運営の徹底について】 効果額29.8億円

○ 課の統廃合 ○ 職員数・議員数の削減、人件費の抑制、手当等の削減
○ 学校の統合 ○ 投票所等の削減 ○ 経費節減 ○ 投資的経費の抑制

【神河町の財政基盤の強化について】 効果額16.3億円

○ 工業団地の企業誘致 ○ 実質公債費比率18%未満の達成
○ 使用料・手数料の見直し ○ 繰上償還の実施
○ 特別会計・企業会計の健全化

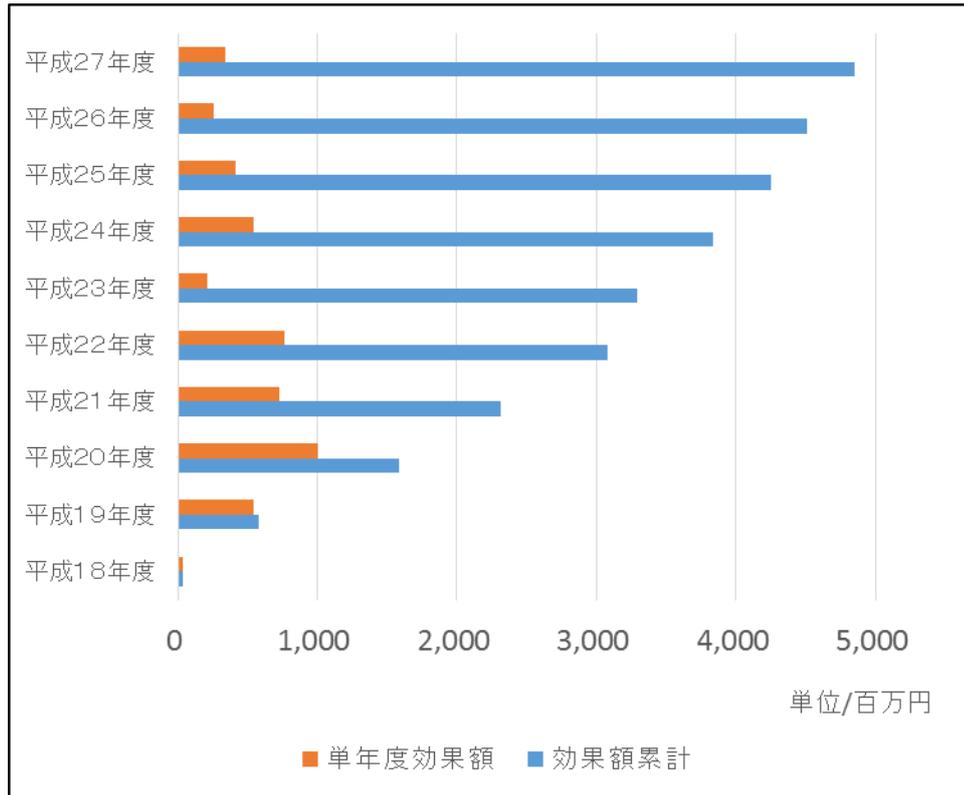
【簡素で効率的な行財政システムの確立について】 効果額1.3億円

○ 民間委託の推進 ○ 寺前保育所の民営化 ○ 長谷支所の廃止
○ 水道、下水道の企業会計への移行

【地域政策とパートナーシップの推進について】 効果額1.1億円

○ ごみの減量化、有料化 ○ 観光交流人口の拡大 ○ 定住人口の増
○ 民間活力の活用

(3) 年度別の取組効果額



(4) 基本方針に基づく主要事項ごとの取組効果額

(単位/百万円)

基本方針に基づく主要事項	主要事項ごとの効果額		
	前期 (平成 18~22 年度)	後期 (平成 23~27 年度)	第1次行革の 効果額
1. 地方分権時代に即応した行政運営の徹底について	2,340.2	644.6	2,984.8
(1) 時代に即応した組織機構の再編と人事 管理制度・給与制度の確立	156.3	72.9	229.2
(2) 定員管理方針の策定と確立	317.8	188.6	506.4
(3) 行政組織の効率的再編	145.0	121.2	266.2
(4) 町有財産の整理合理化	13.3	1.6	14.9
(5) その他	1,707.8	260.3	1,968.1
2. 神河町の財政基盤の強化について	578.0	1,043.3	1,626.4
(1) 自主財源の確保のあり方	109.6	94.7	209.4
(2) 町税収入等の確保強化	90.5	327.5	418.0
(3) 受益者負担の適正化のあり方	8.8	3.7	12.5
(4) 補助金等の適正化のあり方	53.7	277.5	331.2
(5) 予算編成手法の見直し	(実施)	(実施)	(実施)

(6)特別会計・企業会計の健全化	313.9	324.5	638.4
(7)その他	1.5	15.4	16.9
3. 簡素で効率的な行財政システムの確立について	59.2	74.0	133.2
(1)民間委託等の推進	59.2	74.0	133.2
(2)行政評価制度の構築	(研究・実施)	(実施)	(実施)
4. 地域政策とパートナーシップの推進について	101.8	9.0	110.8
(1)住民自治を広げる自治組織との協働	9.0	8.2	17.2
(2)地域資源を活用した地域振興方策のあり方	11.2	0.0	11.2
(3)政策形成段階における町民との協働体制の推進	81.6	0.8	82.4
効果額合計	3,079.2	1,770.9	4,855.2

(5) 実施項目の取組結果（成果）

ア 【評価の基準】

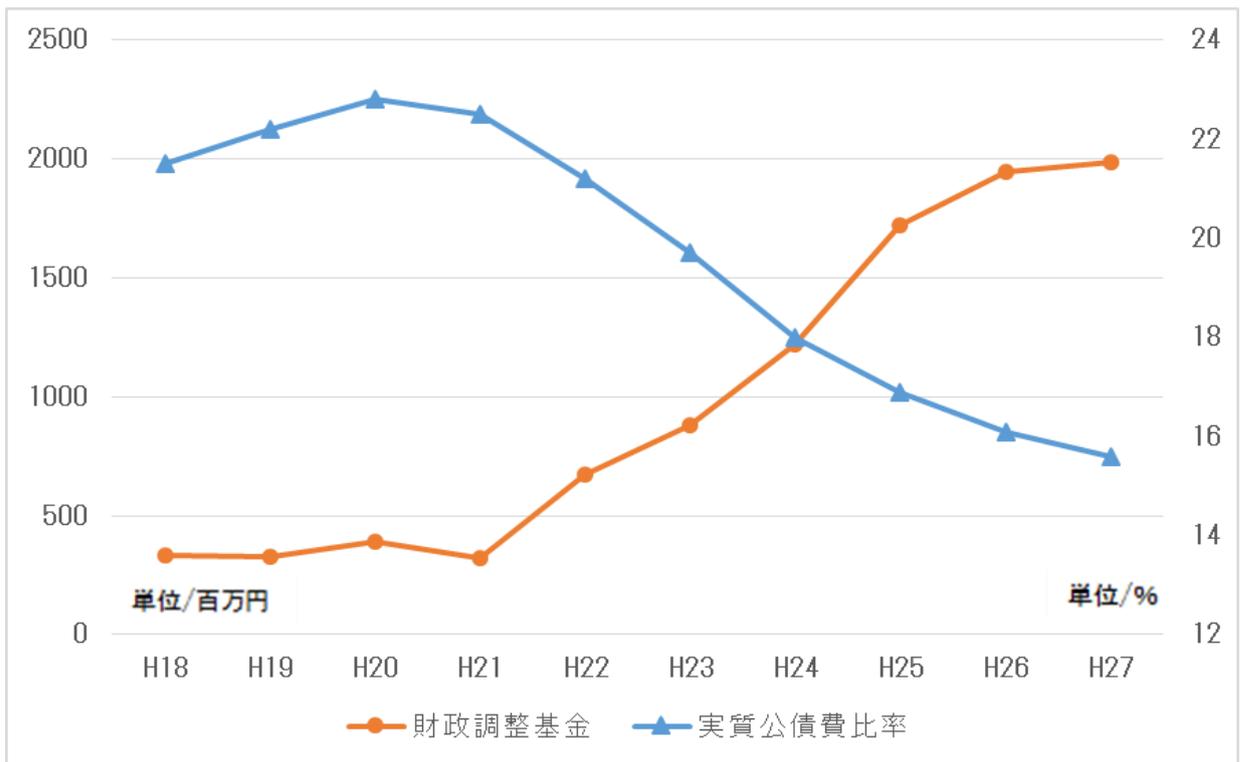
評価の区分	取組結果（成果）の内容
A	改革が計画どおり進んだ。成果も計画どおりであった。
B	改革が計画より少し遅れた。成果はある程度あった。
C	改革が計画どおりできなかった。成果もほとんどなかった。
D	実施すれば多額の経費が掛かる等行革に逆行する。
E	検証した結果、法律等の制限により 実施不可能判明した。

イ 【実施項目の取組結果（成果）総括表】

基本方針に基づく主要事項	取組に対する評価					
	取組総数	A	B	C	D	E
1. 地方分権時代に即応した行政運営の徹底について	35	18	12	4		1
(1) 時代に即応した組織機構の再編と人事管理制度・給与制度の確立	20	11	8	1		
(2) 定員管理方針の策定と確立	4	3	1			
(3) 行政組織の効率的再編	6	3	1	1		1
(4) 町有財産の整理合理化	2		1	1		
(5) その他	3	1	1	1		
2. 神河町の財政基盤の強化について	25	8	11	6		
(1) 自主財源の確保のあり方	4	1	1	2		

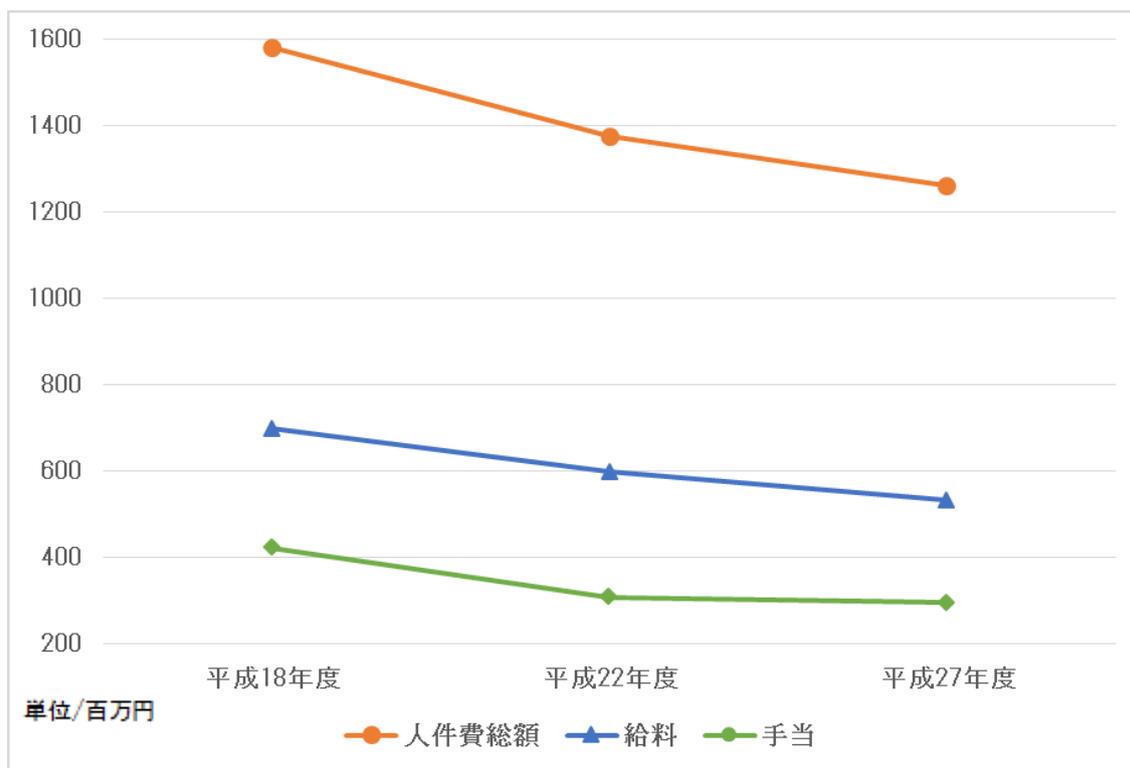
(2) 町税収入等の確保強化	6	4	1	1		
(3) 受益者負担の適正化のあり方	5		3	2		
(4) 補助金等の適正化のあり方	2		2			
(5) 予算編成手法の見直し	2		1	1		
(6) 特別会計・企業会計の健全化	1	1				
(7) その他	5	2	3			
3. 簡素で効率的な行財政システムの確立について	13	3	9	1		
(1) 民間委託等の推進	10	1	8	1		
(2) 行政評価制度の構築	3	2	1			
4. 地域政策とパートナーシップの推進について	21	7	8	5	1	
(1) 住民自治を広げる自治組織との協働	3	1	2			
(2) 地域資源を活用した地域振興方策のあり方	3	2	1			
(3) 政策形成段階における町民との協働体制の推進	15	4	5	5	1	
総 計	94	36	40	16	1	1

(6) 財政調整基金及び実質公債費比率の推移

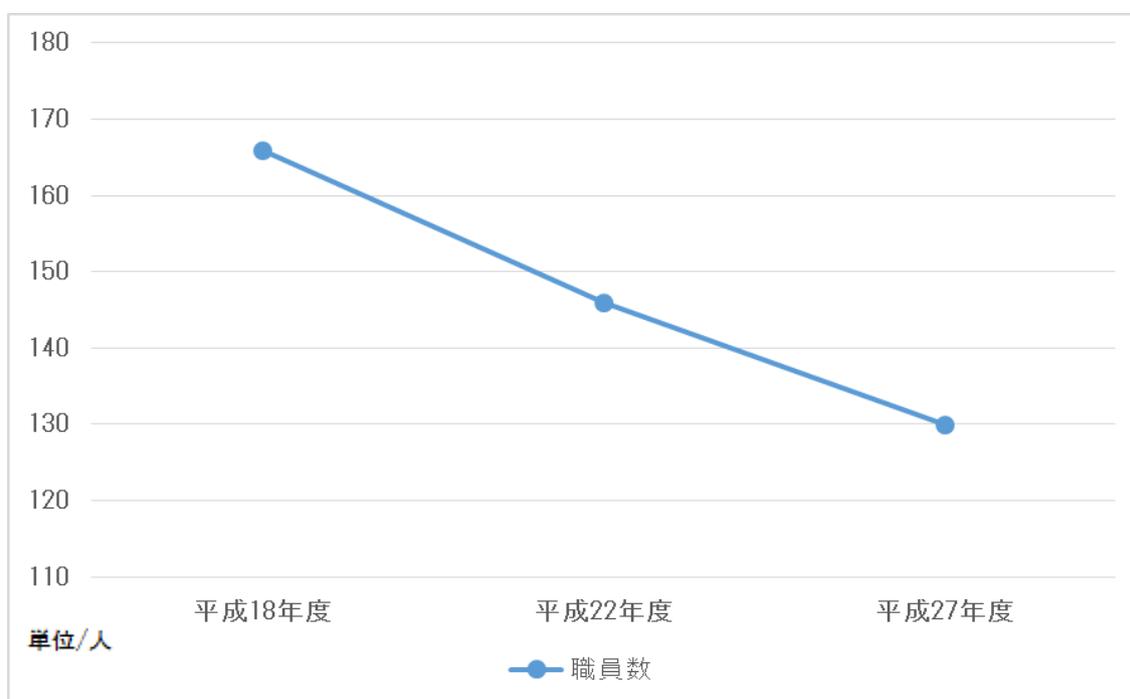


(7) 人件費、手当、職員数等の推移

ア 人件費等の推移

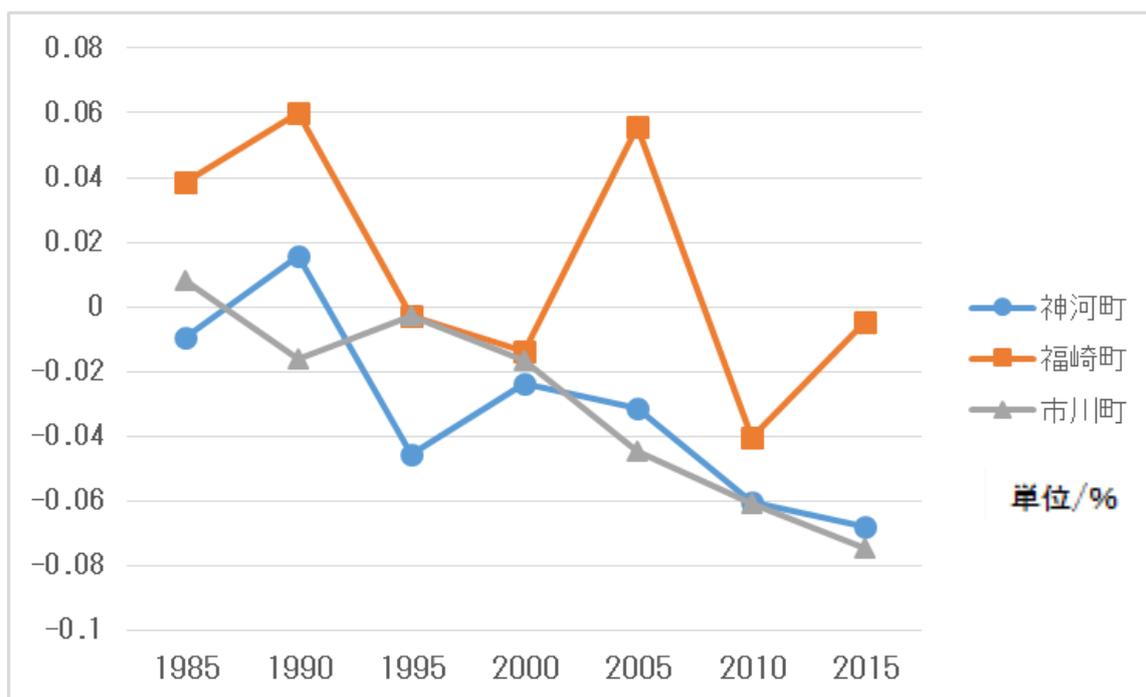


イ 職員数の推移

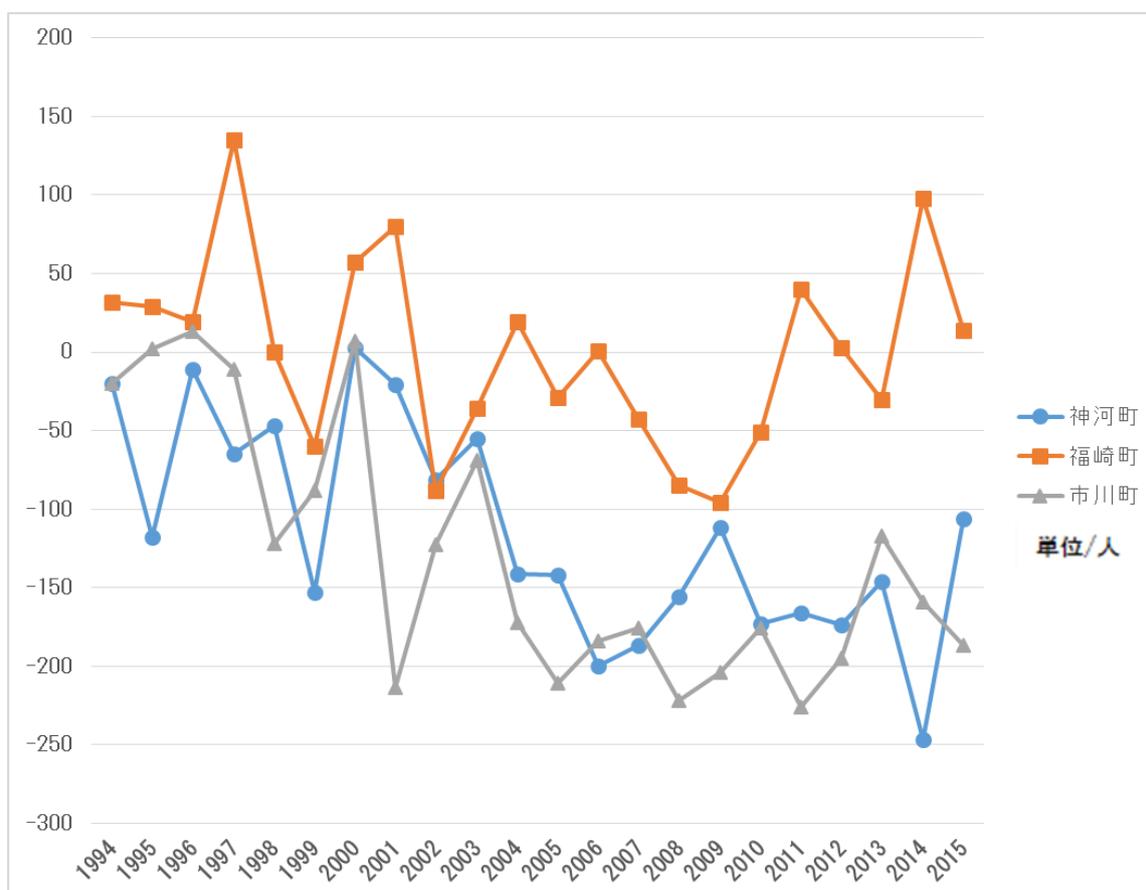


(8) 郡内3町の人口増減の推移

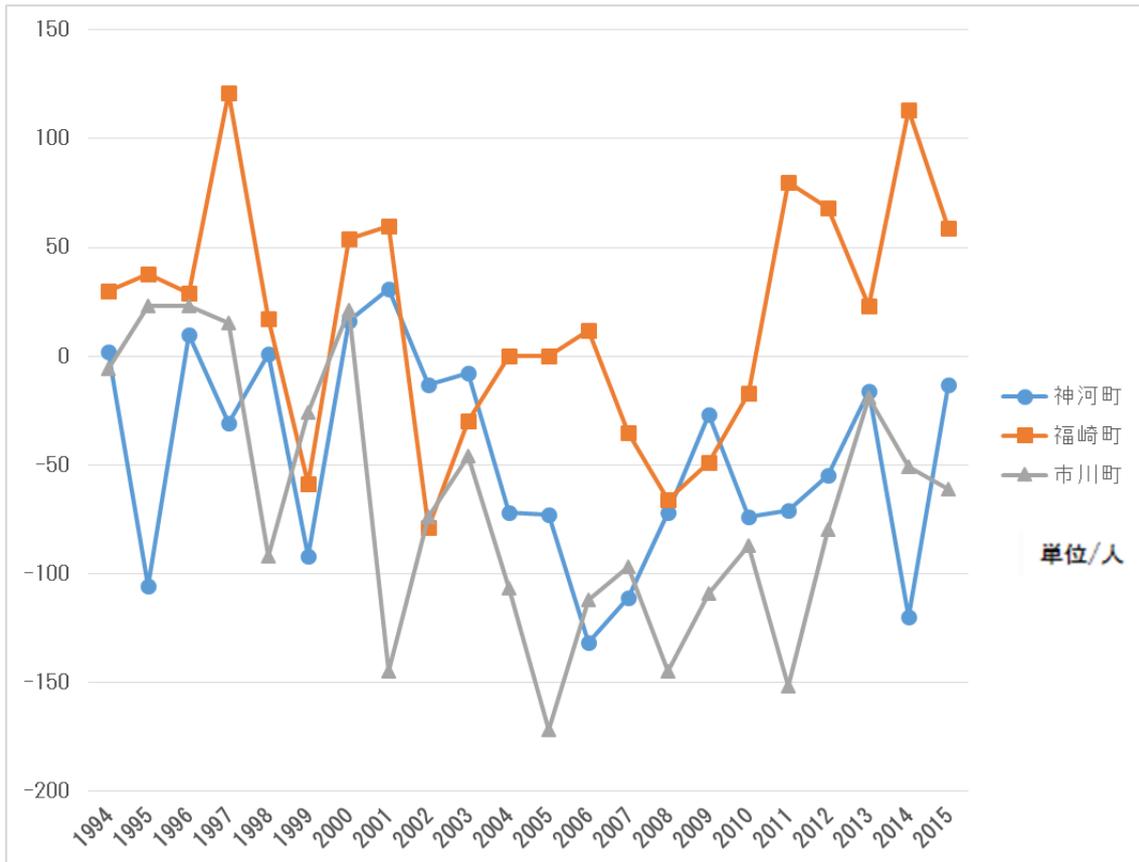
ア 人口増加率の推移



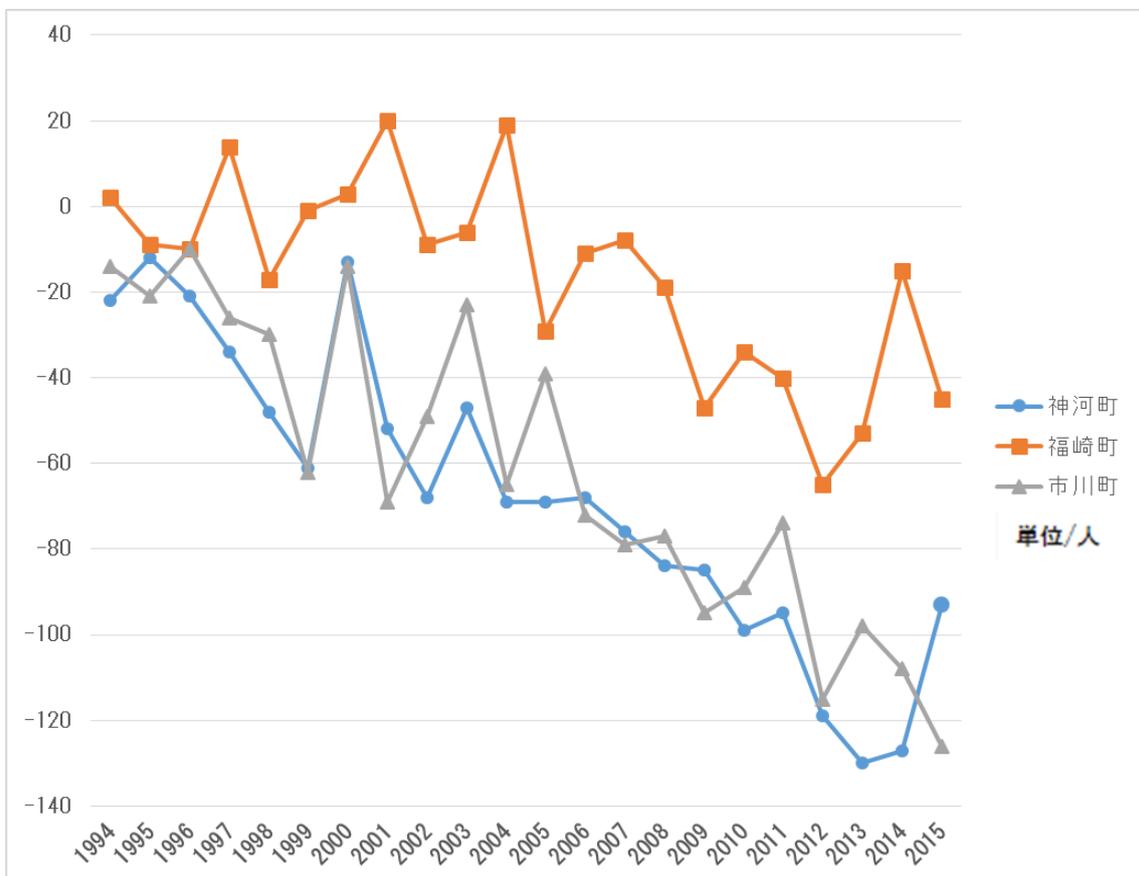
イ 人口増加数の推移



ウ 社会増減数の推移



エ 自然増減数の推移



5. 主な取組の総括

(1) 地方分権時代に即応した行政運営について

ア 時代に即応した組織機構の再編と人事管理制度・給与制度の確立

① 課の統廃合

組織機構の再編については、18部局を約半数程度に統廃合することを目的として、平成20年1月に合併後初めてとなる見直し（4減1増の15部局）とグループ制の導入を行い、さらに平成22年度には政策調整課を総務課に（1減の14部局）、平成25年度には財政課を総務課に（1減の13部局）統合し、簡素で効率的な行政運営を推進しました。

② 職員数の削減、人件費の抑制、給与削減、手当等の削減

特別職報酬、管理職手当、地域手当等の削減及び職員出張時の日当支給要件の見直しを行い人件費の抑制を行いました。また、職員給与について、常にラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を基準とした指数：100）を上限とし、県や近隣市町の状況も把握しながら、神河町としての適正な給与水準となるよう、特別職を含む全職員を対象に給与、手当等の削減に取り組みました。

超過勤務の代休への振替処理についても制度の柔軟な運用を行う等により職員の健康管理を図りながら手当の削減に努めました。

③ 給与・各種手当等の支払い方法

給与・各種手当等の支払い方法について、事故防止および事務の効率化を図るため全職員に対し振込みによる支払いを積極的に推進し、給料については全職員振込みによる支払いに移行しました。

④ 勤務評価・昇格試験

職員の能力を十分発揮させるため、適材適所に配置することが、行財政運営の効率につながるため、仕事の成果、取組姿勢、日常の勤務態度など職務遂行上の能力等について、公正で理解度の高い統一基準による客観的な人事評価の制度を導入し、全職員に対して平成27年度10月から試行しました。また、管理職への登用については昇任試験を導入しました。

職員研修については、従来の自治研修所等上級同級研修機関に頼るだけでなく、職員の資質、能力向上を目指し、職場における職員研修の計画的な実施を行い、年間3回程度の全職員を対象とした職場職員研修を開催しています。

⑤ 学校施設の効率化

小学校・幼稚園においては、上小田小学校・幼稚園、南小田小学校・幼稚園、寺前小学校・幼稚園の3校3園を1校1園に、大河内中学校と神崎中学校の2校を1校に統廃合し、神崎小学校・神崎幼稚園及び神河中学校を新設し、4小学校4幼稚園1中学校としました。さらに、今後の少子高

齡化を踏まえ、さらなる統廃合の可能性について、検討を行いました。

イ 定員管理方針の策定と確立

① 正職員定数の目標値を早期達成

神河町の職員数（病院関係を除く）は、近隣町や類似団体等の数値からも第一段階として130人（普通会計）を当面の適正人数とし、定年退職や勧奨退職制度による退職者募集により職員数の削減を行いました。その結果、平成25年度において、129人となり、目標を達成しました。

しかしながら、職員数の削減は最優先される課題ですが、一方では職員採用の抑制による若年層職員の不在は今後の行政運営において大きな問題になることから、全年齢階層で均衡のとれた職員の在職状況になるよう新規採用についても配慮を行いながら定員管理を行いました。

さらに、勧奨退職における下限年齢を現行の50歳（勤続20年以上）を45歳（勤続20年以上）に引き下げ、勧奨方法の工夫や周知の徹底を図り勧奨退職による退職者の増加と拡大を図りました。

ウ 行政組織の効率的再編

① 議会議員の定数、その他行政委員の定数

行財政改革を積極的に進める中で、議会にも同一步調での取組について協力を求めるとともに、議会の自主的な判断・取組をいただいた結果、議会議員の議員定数については、平成22年4月の選挙は定数14人で行われ、さらに平成26年4月の選挙においては定数12人と、議会機能を維持しつつ効率的な運営が図れるよう配慮を行いながらも定数削減を実現しました。また、農業委員会委員の定数においても、平成21年3月に26名を22名に削減し、平成27年3月からは更に1名減じ、21名体制としました。

② 消防団組織の再編成

消防団組織は平成18年4月1日に再編し、その後小規模分団の統合も行ってきましたが、なお各分団の規模等に格差があり、団員数確保の面や屋間人口の減少等も考えると、消防組織の再々編成を行なうことが効率的な消防団活動の実現につながることから、34分団から7分団への統合を基本とし、検討を行ってきました。その結果、平成28年度に7分団制へ移行すべく、平成27年度において必要な例規改正を行い、再々編成に向けての準備を完了しました。

③ 選挙関係

町の選挙（町長、議会議員選挙等）については、全額一般財源での執行となるため、財源の確保が必要となりますが、可能な限り経費節減に取り組むため、投票所25か所を11ヶ所設置に変更し、それに伴いポスター掲示場176か所についても90ヶ所設置に変更することで、経費の削減

を図りました。

④ 集落組織の再編成

神河町内には39の自治会組織がありますが、その規模には格差があります。効率的で効果的な行政運営を行なう場合、一定規模（適正規模）での自治会組織（集落組織）に再編成することが有効と思われますが、各自治会の自主的な判断・取組によるところが大きく、それぞれ集落財産や歴史的、文化的な地域性が存在していることから、画一的な再編を行うことは難しく実現ができませんでした。

エ 町有財産の整理合理化

① 施設の統合と利活用

社会体育施設について現在の運営方法等を再点検し、民間企業への全面委託や統廃合も視野に入れながら、施設の効果的な運営を図るため検討を行いました。建設の経緯や地元住民の方の意向等調整が難しく、実現できませんでした。

② 庁用自動車の整理

庁用自動車については、稼働率の調査結果により管理台数の適正化を図り、その運用については運転管理室による一元管理を行いました。また、車種についても普通乗用車の更新時には原則として軽四輪自動車やハイブリッド車等に切り替えるよう公用車の更新計画に基づき、維持経費の削減にも努めました。

オ その他

① 経費の節減

経常事務における経費について、積極的な節減に努めました。

- ・電気料金 LED電球を導入するとともに、職員一人ひとりの心がけで節電に努めました。
- ・燃料費 公用車用燃料や庁舎用燃料等についても公用車台数の適正化や省エネ事業などへの積極的な取り組みにより節減に努めました。
- ・消耗品費 事務用品等消耗品については無駄な購入や使用を控えるとともに図書等（新聞紙含む。）の購入についても現状を再確認し、不要なものは中止をしました。
- ・郵便料 同一の宛先への文書は合送を徹底し、また、電子メール等の活用により郵便料の削減に積極的に取り組みました。
- ・食糧費 食糧費についてはその支出について関心が高いことから、事業実施上真に必要なもののみとし、原則支出は行わないこととしました。
- ・清掃費 庁舎内の清掃業務については業者委託を行っているが、でき

る範囲で職員自ら清掃を行い、委託料の削減に取り組みました。

② 投資的事業の抑制

投資的事業については、厳しい財政状況のもとでの実施となることから、合併特例債事業を最優先とし、事業等の徹底した見直しを行うことにより投資的経費の抑制に努めました。

継続事業であっても、事業効果の低い事業については、縮小・廃止・休止等の対応を行い、どうしても必要な事業については、国等の補助金、臨時交付金等を活用し、できる限り一般財源の支出を抑制するよう努めました。

平成19年度には児童館建設の見送り（約2億の抑制）、平成20年度には大山取水井事業計画の中止（約7億の抑制）、平成22年度には福本遺跡ミュージアム事業の見送り（約2億の抑制）を行い、地籍調査に関する事業については、県等の補助を積極的に活用し一般財源の支出の抑制を図りました。

(2) 神河町の財政基盤の強化について

ア 自主財源の確保のあり方

① 未利用町有地の売却または有効活用

将来にわたり利活用が見込めない土地については処分を検討、改革取組期間を通して町有地の売払いを行いました。売払いにより生じた収入については、一部基金に積み立て、平成28年度以降の庁舎修繕計画において活用することとしています。

更に、遊休資産の利活用として、太陽光発電設備を町内6か所に設置を行い、上小田小学校及び南小田小学校の廃校舎の利活用にも取り組みました。また、若者向けの地域優良賃貸住宅を新野駅前町有地及び旧神崎町役場跡地にそれぞれ建設し、子育て世代の移住定住の促進を図りました。

法定外公共物（廃里道・廃水路）については、所定の手続を経て払下げを行うことで適正な管理に努めました。

② 工業団地への早期企業誘致

懸案であった兵庫―神崎工業団地の残り区画は平成22年3月で完売しました。平成22年4月に兵庫県産業集積条例の促進地域に指定されたことを契機に、企業誘致の優遇措置をフルに活用して、町内への企業誘致を促進するため、まず平成22年度は、町内全域への進出企業に対する固定資産税の課税免除条例の制定と、企業立地促進法基本計画の策定及び経済産業省の基本同意を得て、課税免除額の一定額を交付税措置で補填される制度を設置しました。

③ 分譲宅地の早期分譲、契約

しんこうタウンについては、1期分譲地及び2期分譲地の全ての区画で

契約が完了しましたが、3期分譲地及び大河内高原カクレ畑ログハウス村については平成27年度末時点において販売できておらず（しんこうタウン残13区画、カクレ畑残15区画）早期分譲、契約とはなりませんでした。

イ 町税収入等の確保強化

① 固定資産税の適正な税率、課税客体の把握

旧神崎町と旧大河内町とでは課税客体（特に新增改築家屋）の把握方法に違いがあったため、統一した方法に見直しを行い、公平な課税事務及び課税客体の把握に漏れがないよう努めました。

また、地籍調査（旧神崎エリア）の成果の税への反映については、登記完了地区分から反映していますが、旧大河内エリアの再調査についても現地調査の早期完了・早期課税を目指し、積極的に推進を行うとともに、山林部調査については旧村単位での登記完了地域から反映することになっているため積極的に現地調査を推進しました。

② 町税、国保税、介護保険料、上下水道料金、給食費等の収納率向上

滞納者への対応について、公平性確保の観点からも、滞納処分の積極的取組を行うため「町税等滞納整理対策委員会」を設置し、効率的な取り組みを行うことで、町全体の徴収金等徴収率向上に努めました。町税については99%以上、保険税については90%以上の徴収率（現年・滞納合わせて）となるよう取り組みを行いました。悪質な滞納者に対しては財産の差押さえを行う等法的な手段で対応を行い、徴収率の向上に努めてきましたが、目標数値は達成をすることができませんでした。

③ 町内事業者（町内に本店、本社を置く事業者）への積極的な業務発注

町内事業者への業務発注については、地域内経済循環の基本原則であり活性化につながるだけでなく雇用確保や町民税の収入増加につながるため、積極的に業務発注を行いました。

ウ 受益者負担の適正化のあり方

① 使用料、手数料、受益者負担金

行政サービスの提供にあたっては、その費用は住民などからの税金で賄われています。特定のサービスの場合、受ける人と受けない人との負担の公平性を考慮すると、受益者負担の原則に則り受ける人には応分の負担をしていただく必要があります。このことから、平成20年4月1日から下水道料金の基本料及び人头割を見直し、更に平成21年度に社会体育施設での免除規定を見直し、使用料の改正を行いました。また、支障のない範囲で公共施設等へのネーミングライツ（施設命名権）導入を、さらに、職員の駐車場利用について、受益者負担の観点から利用料等の徴収について検討を行ってきましたが、共に実施には至りませんでした。

エ 補助金等の適正化のあり方

① 単独補助負担金の適正化

様々な団体に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて検討し、毎年各補助団体の活動状況、経理状況等を十分審査の上、補助金等の削減を行いました。

② 繰出金

一部事務組合等への繰出金・負担金をできるだけ抑制するために、各事務組合においても構成町の厳しい財政事情を理解し、格段の行政改革に取り組みられるよう構成町と連携して予算編成時点でのチェックを行い、指導・監督に取り組みました。

オ 予算編成手法の見直し

① 枠配分方式の導入

一般財源ベースでの予算要求の枠（上限）を配分し、その枠内での予算要求を各課・各担当の創意工夫により行なうシステムを導入しています。なお、予算の執行に際しても全額消化する体質から脱却し、徹底した予算執行の見直しを行うことで、極力執行残として残すよう徹底しました。

② 住民参画の組織による総合事業評価システムの検討

第1次神河町長期総合計画の基本計画策定時に設定された指標（ベンチマーク）等に基づく行政評価システムを導入し、PDCAサイクルによる施策（事業）評価を行い、次年度以降の予算編成の根拠として活用するとともに総合計画の実現に努めました。外部評価については、事業仕分けによる評価を行いました。継続した取り組みとはなりません。

カ 特別会計・企業会計の健全化

① 特別会計・企業会計の健全化

各事業の特別会計や公営企業会計については、安易に一般会計からの繰入金や補助金に頼ることなく、独立採算制による経営に努めました。平成19年度から平成21年度にかけては、企業債の繰上償還及び低利資金への借換え（約3億円の効果）を行うことにより、将来にわたる利子負担の軽減を図りました。

さらに、下水道・水道料金の見直しや、診療報酬の適切な対応として、導入可能な施設基準については積極的に導入を行い、収支の健全化に向けて取組を行いました。

また、寺前地区振興基金及び長谷地区振興基金について、補助事業等の適正な執行と事務費など、経費の削減に努め、適正化を図りました。

キ その他

① 実質公債費比率18%以下

平成18年度から導入された実質公債費比率については、本町は平成1

8年度決算で20.7%と高く、基準となる18%を超えていることから起債発行に際しては協議制でなく国の許可が必要な状態となっていました。その比率を改善するために、公債費負担適正化計画を策定し、それを着実に実施してきたことにより、平成26年度決算において実質公債費比率16.1%を達成しました。

② 繰上償還の実施

実質公債費比率を改善させるため、行財政改革に基づく経費削減等により財源を確保しながら、繰上償還を積極的に行いました。

③ 広告収入

広報紙をはじめとした刊行物や封筒（郵便用、証明書用等）への有料広告掲載や、ケーブルテレビでのCM広告、町有地内での広告版等による収入などの自主財源の確保に向けた積極的な取組を行いました。

④ 工事等の計画的な発注

工事等の発注については工期等を勘案した上で、町の資金調達、適正化を図るため、年間を通じて平準化を行い計画的な発注に努めました。

⑤ ふるさと納税制度

ふるさと納税制度は平成20年4月1日から開始されました。その情報発信を行い、イベントの参加者等町外の方からの寄附金の獲得に努めました。また、町外居住の職員にも納税の協力をお願いしました。平成27年10月からは、インターネットを利用した納税に取り組み、平成20年度では4件15万円の納税額が、平成27年度では1,053件1,100万円となり、納税額の増加に寄与しました。

(3) 簡素で効率的な行財政システムの確立について

ア 民間委託等の推進

① 民間委託の推進

民間委託（アウトソーシング）は、各課における仕事の範囲と内容を明確化し、職員（臨時職員を含む。）が行なっている業務でも、民間委託（アウトソーシング）した方が効率的なものは積極的に外部委託し、職員数の削減に努めました。また、各種団体事務についても役場職員の関与の必要性・範囲・限度を明確にし、各団体の自主的な運営を推進しました。

② 指定管理者施設の収益増を町財政に還元

現在町内11施設で指定管理者制度による管理運営を行なっているが、施設ごとに収益増になるよう積極的な経営に努め、指定管理料の引き下げができるよう町として指導・監督に努めました。

③ 公立神崎総合病院

公立神崎総合病院は経営の健全化・効率化に積極的に取り組みましたが、近年における医師不足等の影響も大きく、経営状況は大変厳しくなってい

ます。しかしながら、院外薬局への移行、地域包括ケア病棟の導入、徹底した診療材料費、委託料等の見直し等一定の成果も上げました。また、施設整備等の投資については、その必要性と経営見込みを慎重に分析した結果、平成28年度には電子カルテ、画像システム等の導入、北館の改築についても、平成31年度完成予定する一定の方向性を決定しました。

④ 給食センター

給食センターは、学校給食共同調理所として町内小・中学校、幼稚園等の給食の調理、配膳、洗浄、消毒、清掃等の作業を行っています。平成24年11月の総務文教常任委員会において、直営を維持することで承認が得られ、以降の方向性が決定しました。また、地産地消への取組の推進や作業の部分委託により、現状よりコストの削減とサービスの向上が見込める作業の検討を行いました。

⑤ ケーブルテレビ運営

ケーブルテレビ事業は民間業者でも運営が可能なもので、三セクによる運営を行っている団体もあるため、全町整備が完了したことから、独立採算での運営を目指し、サービスの充実・向上に努めるとともに、民間委託（業務の一部委託や指定管理による運営を含む）による事業実施について検討し、公設民営の方針を決定しました。

⑥ 寺前保育所

寺前保育所は町営による運営を行っていたが、平成20年4月から民営化を実施しました。また、町内2か所の私立保育園（所）の安定した運営が維持できるよう指導・監督に努めました。

⑦ 町民温水プール

町民温水プールは年間約3,000万円以上の委託料が計上されているが、委託内容の見直しや、ホテルモンテローザとの相乗効果も勘案し、一部委託で直営を継続することとし、耐用年数の到来まで、必要最低限の修繕を行うこととしました。

⑧ 重複（類似）公共施設のあり方

2町が合併したため、性格の類似した施設が存在しています。施設の利用状況や必要性等について検討を行い、存続・統合・縮小・廃止等を念頭においた方針を公共施設等総合管理計画において決定しました。原則的には類似施設は旧町意識にとらわれず統廃合の上、再編を検討します。

イ 行政評価制度の構築

① 行政評価システム

第1次神河町長期総合計画の基本計画策定時に設定された指標（ベンチマーク）等に基づく行政評価システムを導入し、PDCAサイクルによる施策（事業）評価を行い、次年度以降の予算編成の根拠として活用すると

ともに総合計画の実現に努めました。外部評価については、事業仕分けによる評価を行いました。継続した取り組みとはなりません。

② 企業会計方式を導入したバランスシート

町の財政状況は、決算時に議会や広報等で公表していますが、従来手法に加え、資産の状況を把握するためのバランスシートや事業のコスト分析を中心とした行政コスト計算書などを作成し、公表しました。平成21年度からは、普通会計に特別会計や公営企業会計等の財政状況も加えた連結バランスシートを作成の上、自らの団体の行財政状況を分析・公表し、職員と町民が情報を共有することで健全な財政運営に努めました。

③ 水道、下水道の統一と企業会計への移行

水道事業及び下水道事業の会計方式が旧町ごとに違っていました。平成19年度から企業会計方式に統一しました。また、事業の安定経営のため、徹底した経費の削減に取り組むとともに、適正な料金改定も視野に入れた経営の健全化に努めました。

(4) 地域政策とパートナーシップの推進について

ア 住民自治を広げる自治組織との協働

① 地域サロンで自主活動

これまでの行政主導による活動から、住民自治の観点からも自治会の自主的な取組により特色ある自治会組織にするため、ハートがふれあう地域づくり活動補助金の活用により地域づくり活動、花いっぱい活動等地域活動の支援を行いました。

② ゴミの減量化、有料化

ゴミの減量化は地球温暖化防止や循環型社会の構築の上で重要な役割を果たすとともに、経費節減や職場の効率化にもつながるため、積極的に推進をしています。平成26年11月から平成27年10月までの1年間、越知谷5区においてコンポストのモニタリング事業を実施しました。今後その結果を基に、モデル地区での費用対効果を検証し、コンポストの購入経費に対する補助制度を検討していきます。また、新たに紙製容器包装の分別収集を開始し、9.4トンを集集し、1か月平均812kgの減量と資源化につながりました。

③ 交通対策

住民の町内移動手段としてのコミュニティバスについては、全町域における運行を実施していますが、利用者数が計画より大きく下回っている状況であり、各種団体の事業、活動、会議にはコミュニティバス利用のPRを行うとともに、職員が率先して利用するなど、利用者数の増に向けた取組を進めました。しかしながら、年々利用者数が減少していることから、JR利用者のコミュニティバス利用促進策として、夜間運行の社会実験に

ついて、神河町コミュニティバス運行計画検討委員会及び地域公共交通会議において検討を行い、平成27年4月1日に運行路線の一部見直しと5月1日から夜間運行の社会実験を行うこととし、その結果を検証することで、利用者ニーズへの対策を検討することとしました。

イ 地域資源を活用した地域振興方策のあり方

① 農林産物（特産物）直売や付加価値加工

農林産物については、従来型の生産のみの体制から脱却し、消費者ニーズに順応した販路等の拡大、特産物については、産直市や付加価値を与える加工や開発に積極的な支援を行いました。かみかわブランド推進事業の実施により、新規のかみかわブランド品の開発にも支援を行いました。

② 観光資源の掘り起こし及び交流人口の拡大

神河町は豊かな観光資源を有しているため、既存の観光資源のさらなる利活用と、新たな観光資源についての掘り起こしを行うとともに、町内各施設を有効的に連携させることにより交流人口の拡大を図りました。また、積極的なPR活動を展開し、新聞社、テレビ局、ラジオ局その他情報発信媒体に対し常に情報提供（発信）を行い、記事や番組内で取り上げてもらうことにより積極的に町のPRを行いました。

③ 定住人口の増

交流人口の拡大とあわせ、定住人口の増については神河町行政の基盤となる重要な事項であるため、住宅施策（空家対策含む。）や交通対策（利便性）、土地利用、企業誘致等の対応について積極的に取り組み、定住人口の増に努めました。また、移住者への引越し代金の補助、空き家改修及び片付けへの補助、ケーブルテレビ及び上下水道の加入負担金の免除等積極的に施策の整備を行いました。

ウ 政策形成段階における町民との協働体制の推進

① 住民との協働

地域の特性にあった経済的できめこまやかなサービスを提供するに当たり、地域課題を身近に把握している住民と町が協働してまちづくりを進めるため、各種計画を策定する際には、より一層の住民参加の促進に努めました。

② 情報公開と透明性

地域に密着した施策や事業を展開していくために、ホームページ等を利用して行政情報を積極的に公開し、住民と情報を共有化することで行政の透明性の向上を図りました。まちづくりに関する考え方や各種計画、財政状況などをはじめとした行政情報を積極的に住民に提供し、住民との双方向のコミュニケーションによるまちづくりを推進しました。情報の提供に当たっては、わかりやすく整理するとともに最適な時期での提供に配慮し

ました。また、広報「かみかわ」の内容の見直しを図り、分かりやすく魅力ある広報誌づくりに取り組むとともに、情報発信媒体としての広報誌のあり方を検討しました。議会においては、予算特別委員会、決算特別委員会の会議録について町及び議会が連携して積極的な公開を行いました。さらには、年1回の議会報告会を町内2か所で開催しています。

③ 新たなサービスの担い手となる住民や団体（地域）への支援

住民やNPOなどの社会貢献活動団体が活動の立ち上げ時や軌道にのるまでの間の支援体制を整備する必要があることから、活動団体等がいつでも必要な助言、情報、知識を得ることができるよう、地域活動を総合的に支援する窓口の設置について検討を行いました。実施には至りませんでした。

④ 民間活力の活用

限られた財源の中で必要なサービスを町民に提供するとともに、新たな行政課題に対応していくために、民間委託やPFI事業など、民間活力やノウハウを検討し、積極的にできるよう検討を行いました。公の施設における指定管理者制度を積極的に導入し、11施設において実施しました。また、栗賀小学校跡地利用についても、民間活力を活用するため、PFI事業の導入を検討しています。

6. 最後に

前述の10年間にわたる行財政改革の取組実績のとおり、職員や議員数の削減、課の統廃合等による行政の組織再編、経費削減や保育所民間委託等による効率的な行財政運営として、一定の成果を上げました。

しかしながら、重複施設の統廃合、施設の民間委託（又は廃止）等の課題については、十分な成果が上がっているとは言えません。計画策定時の目標に対し、比較的手の付けやすい改革については早期に達成されているものの、一方ほとんど進捗していない取組があることなど、スピード感や対応等に課題も多く残りました。行政の効率化は、住民の皆様にとってはサービス水準の低下や負担の増大といった「痛み」につながるが多いため、反対を招きやすいことも事実ではありますが、行財政改革の進捗を分かりやすく、かつ、丁寧な説明により利害感情の克服に努めるとともに、スピード感をもった対応が必要です。

今後、少子・高齢化、人口減少、税収減少という背景から、厳しい行財政運営が強いられることが予想されるため、更なる行政サービスの選択と集中による予算規模の縮小など、持続可能な行財政運営を目指す必要があります。

そのためには、第1次神河町行財政改革大綱の取組において、やり残した部分について第2次神河町行財政改革大綱へと引き継ぎ、取組を継続していくことが重要であると考えられます。今後の将来世代に負担を残さない、安定した自治体経営の

基盤を確立し、あらゆる世代の住民が安心して暮らせる行政サービスを持続的に提供することで、一人でも多くの方々が神河町に「住みたい、住み続けたい。」と感じていただけるよう、魅力あふれるまちづくりに向けて一層推進していきます。